

尾原ダム水力発電施設設置・運営事業 質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答	回答日
1	募集要項	7	5	(4)	イ	—	(オ) 同種（類似）実績確認調書（工事）（様式3-5-1）のうち「実績を有していることを証明する書類」について、受注者ではなく発電所設置の発注者として工事に関与している書類の提示を考えていますが、問題ありませんでしょうか。また、書類の具体例をご教示いただけないでしょうか。	発注者として工事に関与している書類の提示で問題ありません。書類の具体例は応募者の責においてご判断ください。	2025/2/17
2	募集要項	7	5	(4)	イ	(エ)	プロポーザルへの申し込みを複数社の連合体で行った後、その中の1社が連合体から外れることになった場合、残った会社で引き続き本事業に参画をすることは可能なのでしょうか？ それとも1社が外れた時点で、残る会社についても参画の資格は無くなってしまうのでしょうか	募集要項に記載している参加資格要件を満たしていれば残った社での参画可能とします。	2025/2/17
3	様式集	13	2	—	—	(様式3-5-2)	自社で運営を行っている場合、「同種（類似）事業の受注形態」の記載方法をご教示いただけないでしょうか。	「単独、協働企業体」の後に「発注者」と追記願います。（別添1）	2025/2/17
4	募集要項	3	2	(7)	ア・イ		ダム建設に関する負担、ダム管理費等に関する負担の額を貸与資料（募集要項8ページ）に含めていただくことは可能でしょうか。	ダム建設費に関する負担及びダム管理費等に関する負担の額は、事業候補者の提案内容に基づき算出するため、貸与資料に含めることはできません。 なお、概算事業費を含む発電事業の概略検討資料については、募集要項（5）に記載の貸与資料に含まれています。	2025/3/5

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答	回答日
5	条件書	4	5	—	イ	放流管、ゲート等	水車閉塞器の検討にあたり、取水設備～放流管～利水放流設備までの設計報告書（土木設計計算書、水理計算書、鋼構造計算書及び許容応力度・許容水撃圧が分かる資料他）、図面、仕様を貸与資料（募集要項8ページ）に含めていただくことは可能でしょうか。	「取水設備～放流管～利水放流設備までの設計報告書（土木設計計算書、水理計算書、鋼構造計算書及び許容応力度・許容水撃圧が分かる資料他）、図面、仕様」に関する資料は、募集要項8ページ5_プロポーザルの手続き（5）資料の貸与に準じて貸与します。 なお、様式3-6-2に貸与希望の資料「取水設備～放流管～利水放流設備までの設計報告書（土木設計計算書、水理計算書、鋼構造計算書及び許容応力度・許容水撃圧が分かる資料他）、図面、仕様」と追記の上、提出して下さい。	2025/3/5
6	条件書	4	5	—	ウ	ダム管理用制御処理設備	既設ダムコンのシステム変更等を検討するにあたり、既設ダムコンの仕様がわかる完成図書等を貸与資料（募集要項8ページ）に含めていただくことは可能でしょうか。	「既設ダムコンの仕様がわかる完成図書等」に関する資料は、募集要項8ページ5_プロポーザルの手続き（5）資料の貸与に準じて貸与します。 なお、様式3-6-2に貸与希望の資料「既設ダムコンの仕様がわかる完成図書等」と追記の上、提出して下さい。	2025/3/5
7	条件書	4	5	—	エ・オ	岩盤状況	減勢工側壁背面の着岩面の岩盤状況が分かる資料（掘削面展開図（岩級区分図）、減勢工縦横断面図（岩級区分図）など）及び水力発電施設設置想定周辺の基礎地盤の地質情報を貸与資料（募集要項8ページ）に含めていただくことは可能でしょうか。	減勢工側壁背面の着岩面の岩盤状況が分かる資料（掘削面展開図（岩級区分図）、減勢工縦横断面図（岩級区分図）など）及び水力発電施設設置想定周辺の基礎地盤の地質情報に関する資料は、募集要項8ページ5_プロポーザルの手続き（5）資料の貸与に準じて貸与します。 なお、様式3-6-2に貸与希望の資料「減勢工側壁背面の着岩面の岩盤状況が分かる資料（掘削面展開図（岩級区分図）、減勢工縦横断面図（岩級区分図）など）及び水力発電施設設置想定周辺の基礎地盤の地質情報」と追記の上、提出して下さい。	2025/3/5

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答	回答日
8	条件書	4	5	—	オ	減勢土	減勢工の詳細な図面（平面図、断面図）を貸与資料（募集要項8ページ）に含めていただくことは可能でしょうか。	減勢工の詳細な図面（平面図、断面図）に関する資料は、募集要項8ページ5_プロポーザルの手続き（5）資料の貸与に準じて貸与します。 なお、様式3-6-2に貸与希望の資料「減勢工の詳細な図面（平面図、断面図）」と追記の上、提出して下さい。	2025/3/5
9	条件書	7	7	(1)	サ	取得等済用地	出雲河川事務所が買収した用地の範囲が分かる資料（平面図、地番等）を貸与資料（募集要項8ページ）に含めていただくことは可能でしょうか。	出雲河川事務所が買収した用地の範囲が分かる資料（平面図、地番等）を貸与資料（募集要項8ページ5_プロポーザルの手続き（5）資料の貸与に準じて貸与します。 なお、様式3-6-2に貸与希望の資料「出雲河川事務所が買収した用地の範囲が分かる資料（平面図、地番等）を貸与資料」と追記の上、提出して下さい。	2025/3/5
10	条件書	8	7	(2)	ウ	気象猛禽類等	「希少猛禽類等が確認されており、発電工事においては当該種への影響を最小限に抑えるもの」とありますが、具体的な制約条件や調査報告書類を貸与資料（募集要項8ページ）に含めていただくことは可能でしょうか。	「希少猛禽類等調査報告書」に関する資料は、募集要項8ページ5_プロポーザルの手続き（5）資料の貸与に準じて貸与します。 なお、様式3-6-2に貸与希望の資料「希少猛禽類等調査報告書」と追記の上、提出して下さい。	2025/3/5
11	募集要項	1	2	(7)		募集の概要	・既設管理用発電が無いことから、管理用発電施設(河川管理施設)の扱いであるということである。その場合でもダム使用权設定が必要となるのでしょうか。	今回、発電事業者が設置する発電所は管理用発電施設ではなく、民設民営の商用発電施設になります。そのため、ダム使用权の設定が必要となります。	2025/3/5
12	募集要項	1	2	(7)	ア	ダム管理等に関する負担建設費に関する負担	・河川管理施設となることから、責任分界線以降の管路・水車・発電機等、専用費に係る建設アロケや管理アロケへの反映方法は、通常の専用施設扱いの場合とどのように違うのでしょうか。 ・共同部分であるのに発電事業者が建設することになる。 ・アロケーション計算で専用費が抜ける事による負担率が増加する。負担が重複してしまうことにならないのでしょうか。	今回、発電事業者が設置する発電所は、河川管理施設にはならず、建設アロケや管理アロケの取扱いは通常の専用施設と同様となります。	2025/3/5

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答	回答日
13	募集要項	1	2	(7)	イ	ダム管理等に関する負担	同上	質問回答No.12を参照ください。	2025/3/5
14	募集要項	1	2	(7)	イ	ダム管理等に関する負担	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川法第23条の許可は、総発電使用水量から、管理用発電分を差引いた部分が該当するのでしょうか。その場合発生電力量からの差引きとなるのでしょうか。 ・ 河川管理施設となれば、第24場は不要ではないのでしょうか。 	<p>今回、設置される発電所は、発電事業者が設置する発電設備だけであり、ダム放流への完全従属になることから河川法第23条の2の登録が必要になります。</p> <p>また、今回、発電事業者が設置する発電所は、河川管理施設にはならず、発電設備を河川区域内に設置することから、河川法第24条の許可等も必要となります。詳細は募集要項2ページ2_募集する事業の内容(3)事業期間等をご確認ください。</p>	2025/3/5
15	募集要項	4	4	(1)	ア	ダム水路主任技術者	事業者の提案する発電施設の仕様により、法令上ダム水路主任技術者の選任が該当しない場合、ダム水路主任技術者の選任は不要であるとの理解で問題ないでしょうか。	ダム水路主任技術者の選任については、応募者の責において判断して下さい。	2025/3/5
16	募集要項	4	4	(1)	ア	ダム水路主任技術者	法令上ダム水路主任技術者の選任が必須である場合において、許可選任制度によって「他の代替資格者を選任できる場合」であっても、自社の「第1種のダム水路主任技術者」の選任が必要となりますでしょうか（自社の社員を選任する意図を確認させてください）。	ダム水路主任技術者の選任については、応募者の責において判断して下さい。	2025/3/5

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答	回答日
17	募集要項	4	4	(1)	イ	(ア)同種事業	ダムにおける水力発電設備の運営の経験には、(1) 事業者として発電所を所有し運転、保守管理をした場合に加え、(2) 事業者から運転、保守管理の全てまたは一部を委託を受けた場合も含まれますでしょうか。	ご理解のとおりです。	2025/3/5
18	様式集	12	3	—	—	(様式3-5-1)	「本様式に記載する実績を有していることを証明する書類」として、「工事契約書の写し」を想定していますが、問題ないでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、同種（類似）に該当することが明確に確認できることなど、求める要件が確認できる資料であることが必要です。	2025/3/5
19	様式集	13	3	—	—	(様式3-5-2)	「本様式に記載する実績を有していることを証明する書類」として、「業務委託契約書の写し」を想定していますが、問題ないでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、同種（類似）に該当することが明確に確認できることなど、求める要件が確認できる資料であることが必要です。	2025/3/5
20	様式集	13	3	—	—	(様式3-5-2)	1件の受託業務として複数発電所の運営を実施している場合、運営実績の内容に記載する水力発電設備名や所在地等は1つの発電事業（1発電所）に関して記載し、運営概要に他発電所名や所在地を記載することよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	2025/3/5
21	様式集	13	3	—	—	(様式3-5-2)	発電所の運営業務を発電事業者から受託している場合、運用年数は受託業務実施年数の記載でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	2025/3/5
22	様式集	13	3	—	—	(様式3-5-2)	発電所の運営業務を発電事業者から受託している場合、「運用者」欄は「発電事業者」か「運用業務の受託者」のどちらを記載すればよろしいでしょうか。	発電事業者は設置者（所有者）での記載とし、運用者は発電事業者から直接運用業務を受託している事業者名を記載ください。	2025/3/5
23	募集要項	4	4	(1)	イ	(ア)同種事業	ダムにおける水力発電事業のために、特別目的会社（SPC）を設立し、子会社化した上で、工事発注、運営した場合、このSPCの実績で参加資格要件の同種事業実績を有するとなるとなりますでしょうか。（SPCの代表取締役、取締役は全員今回の応募企業の社員です）	4参加資格要件へ記載のとおり、親会社、子会社によらず、参加者が同種（類似）事業の実績を有する必要があります。連合体として応募する場合は構成する応募者全体で（構成する者のいずれかが）同種（類似）事業実績を有することとします。 なお、本事業におけるSPC設立に関して、現時点でお答え出来ることはありません。	2025/3/5
24	様式集	9	3	—	—	(様式3-2)	必要な参加資格要件「オ」について、※にて「ウ～カについて、「募集要項」の4（3）に記載のとおり、各要件に該当しない場合に○を記入」とあります。 募集要項4（3）ウでは、日本国内に本店を有する事業者を満たすとあります。 この場合、日本国内に有する事業者は、○を記入しないということでしょうか。	様式3-2を別添2のとおり修正します。	2025/3/5

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答	回答日
25	募集要項	4	4	(2)	—	—	本事業に複数の事業者で構成する連合体として参加する場合、建設コンサルタント等業務に設計共同体として参加する場合に締結する「設計共同体協定書」に該当する書面の提出は必要ないという認識でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。	2025/3/17
26	条件書	4	5	-	エ	放流設備	「放流設備図面（バルブ室、配管等）」を貸与資料（募集要項8ページ）に含めていただくことは可能でしょうか。	募集要項8ページ5_プロポーザルの手続き (5)資料の貸与に準じて貸与します。 なお、様式3-6-2に貸与希望の資料「放流設備図面（バルブ室、配管等）」と追記の上、提出して下さい。	2025/3/17
27	条件書	4	5	-	オ	減勢工	減勢工の下流設備（発電所の予定地周辺の擁壁、道路等含む）の図面を、貸与資料（募集要項8ページ）に含めていただくことは可能でしょうか。	募集要項8ページ5_プロポーザルの手続き (5)資料の貸与に準じて貸与します。 なお、様式3-6-2に貸与希望の資料「減勢工の下流設備（発電所の予定地周辺の擁壁、道路等含む）の図面」と追記の上、提出して下さい。	2025/3/17
28	条件書	2	3	(3)	-	水文データ	対象となる過去10年間の水文分析データを、貸与資料（募集要項8ページ）に含めていただくことは可能でしょうか。	募集要項8ページ5_プロポーザルの手続き (5)資料の貸与に準じて貸与します。 なお、様式3-6-2に貸与希望の資料「過去10年間の水文分析データ」と追記の上、提出して下さい。	2025/3/17
29	募集要項	7	5	(4)	エ	連合体の構成	連合体での申し込みをしていますが、今後構成員として工事会社等を追加することは可能ですか。		2025/3/31

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答	回答日
30	募集要項	3	2	(7)	イ	—	発電事業者が民間となりますが、その場合もダム所在地交付金の納付は適用となるでしょうか。		2025/3/31
31	募集要項	3	2	(7)	イ	—	ダム所在地交付金の納付の適用となる場合、ダム所在地交付金の算出方法をご教示いただけるでしょうか。		2025/3/31
32	募集要項	—	—	—	—	用語の定義	※用語の定義(7)より「発電事業者」は本事業によって水力発電事業を実施する民間事業者を指すと認識していますが、本事業によって設置された水力発電設備については、発電事業者が設備所有者となる認識でよろしいでしょうか。	見解のとおりです。	2025/4/17
33	募集要項	3	2	(7)	イ	ダム管理費等に関する負担	水力発電設備の所有者が発電事業者の場合、発電事業者は設備所在地である雲南市への固定資産税の納付に加えて、国へのダム所在地交付金相当額の納付が必要となる認識でよろしいでしょうか。 ダム所在地交付金は、ダム等の国有資産が所在する市町村に対して固定資産税の代わりとして交付されるものとの認識があったため、扱いを確認させていただければと存じます。	見解のとおりです。	2025/4/17

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答	回答日
34	募集要項	13	6	(4)	イ	提出書類等	「法令上必要な電気主任技術者が選任できることを証明する書類」と記載有りますが、具体的にどのような書類でしょうか、ご教示願います。	配置予定の電気主任技術者の免状の写し（選任許可の場合、選任許可を受けられる資格を証明するもの）等を提出ください。 なお、提案する発電所の規模に応じて、当該電気主任技術者の直接雇用が必要な場合は、それを証明する書類（保険証の写し等）を、外部委託とする場合については、外部委託先との契約書（未契約の場合は配置を確約する覚書等）と外部委託先から配置する電気主任技術者の免状の写し等も提出ください。	2025/4/23
35	募集要項	2	2	(3)	ー	事業期間	社会情勢や経済動向等（不可抗力含む）の影響により令和13年4月の運用開始が遅れた場合、損害賠償等のペナルティーは発生するのでしょうか。	ペナルティーはありませんが、事情により基本協定締結後に提出した書類等に変更が生じた場合は、その事由等を説明できる資料により協議願います。 その結果、提出した書類等に明らかな虚偽があると判断した場合は、募集要項7ページ_5 プロポーザルの手続き_ (4) プロポーザル参加申込みの受付にあるとおり、参加資格者、最優秀提案者あるいは、事業候補者の取り消しを行う場合があります。また、10ページ_ (7) プロポーザル参加に際しての注意事項_ア失格または無効となる場合があります。	2025/4/23

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答	回答日
36	募集要項	6	5	(3)	ー	現地見学	現地見学を再度実施していただくことは可能でしょうか。	現地見学会の追加開催は現状予定しておりませんが、時期等調整させていただきます。	2025/4/23
37	募集要項	13	7	(1)	ー	協議の実施	基本協定の締結予定時期は、何年何月頃を想定されているのでしょうか。	事業候補者が決定した後、速やかに締結したいと考えております。	2025/4/23
38	募集要項	ー	ー	ー	ー	質問回答	質問回答No.32の回答について、「見解のとおりです。」とは、「本事業によって設置された水力発電設備については、発電事業者が設備所有者となる認識でよろしいでしょうか。」の質問に対する回答であると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	2025/4/23
39	条件書	4	5	ー	イ	水車閉塞器	水車閉塞器とは、水車のガイドベーンと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	2025/4/23
40	条件書	4	5	ー	カ	【常時】使用可能水量	「日々の使用可能水量は、本ダムの流況等を考慮し、出雲河川事務所から発電事業者に当日に指示する。」とありますが、日々の使用可能水量の指示は、尾原ダム管理支所のダムコンから発電所の制御装置へ直接送信していただく方法と理解してよろしいでしょうか。	当日の指示は、電話及びメールにて行います。	2025/4/23
41	条件書	9	9	ー	ア	FIT申請	本事業で固定価格買取制度（FIT制度）を活用する場合、FIT申請に必要な説明会を申請日の3ヵ月前までに開催する必要があります。住民説明会の対象範囲をご教示いただけないでしょうか。 以下、事業者メモ ※エネ庁HPには、“自治体に対する相談様式”がある。発電出力、事業実施場所、説明会予定日時、場所、配布資料等を自治体担当者へ相談する。 ※さらに“自治体意見（回答）の様式”もあり、住民説明の範囲に追加する者、他の市町村へ相談の要否が記載されている。 ※住民説明の範囲が増えると時間が掛かる。	住民説明会の対象範囲については、資源エネルギー庁の「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に基づき、事業者の責において判断下さい。	2025/4/23